

長野県公安委員会告示 第29号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づき、軽井沢町内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関して関係者と合意したので、下表のとおり公示する。

令和7年5月8日

長野県公安委員会

一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所		停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲	停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	合意状況
名称	所在地			
軽井沢駅北口バス停 5番ターミナル	長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢1178番地1155先	一般旅客自動車運送事業者による一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法施行規則第3条の3第3号に規定する区域運行に限る。）の用に供する乗車定員15人の自動車	停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限るものとする。	令和7年3月10日から令和7年5月8日の間に関係者において合意したもの。